





5の項中	米子市東倉吉町三〇番地地先		
		大野節子方前	
		に改める。	

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長	昭和四十一年十一月十八日
米子市安倍八 四八	米子市上後藤字鴨谷三六八の一八 三六七の一七八	幅員 四メートル 三六八の一四 延長	一 日時 昭和四十一年十一月二十二日 午後一時三十分
三吉 栄	旗ヶ崎字長瀬谷一二二〇の七四 一一二一五の八	一六一・六メートル 一一二一五の八	二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁
先機道	上後藤字鴨谷三六八の一七地		鳥取県選舉管理委員会委員室
			三 議題 鳥取県知事の選舉結果について
鳥取県告示第六百三十六号			
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十一月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。			
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において総覽に供する。			
昭和四十一年十一月十八日			
鳥取県知事職務代理者			
鳥取県総務部長 本 江 滋 二			
及び氏名の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長	
鳥取市今町一 丁目一	鳥取市田島字埋立六八二の一の一部	幅員 四メートル 延長	
竹内照佐男 "	六八三の一の一部	四八・四メートル	
選挙管理委員会告示			
鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号			
昭和四十一年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。			
鳥取県公安委員会告示第四十七号			
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正する。			
昭和四十一年十一月十八日			
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 戎 政			
公 安 委 員 会 告 示			
鳥取県公安委員会告示第四十七号			
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正する。			
昭和四十一年十一月十八日			
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 戎 政			

